

不動産の鑑定評価に関する法律施行令の一部を改正する政令案について

令和 8 年 1 0 月 1 日

国土交通省不動産・建設経済局土地経済課

1. 背景

- 不動産の鑑定評価に関する法律（昭和 38 年法律第 152 号）第 11 条第 1 項の規定により、不動産鑑定士試験を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の受験手数料を納付しなければならないこととされているところ、不動産の鑑定評価に関する法律施行令（昭和 39 年政令第 5 号。以下「施行令」という。）第 1 条において、当該受験手数料の額が定められている。
- 昨今の物価上昇などを踏まえ、当該受験手数料の額を改定する必要がある。

2. 改正の概要

- 不動産鑑定士試験の受験手数料の額を次のとおり改定するため、施行令第 1 条を改正する。

【現行】 13,000 円 【改定後】 16,000 円

（ 電子情報処理組織を使用して受験の申込みを行う場合
【現行】 12,800 円 【改定後】 15,800 円 ）

3. 今後のスケジュール（予定）

公 布 日：令和 8 年 1 2 月

施 行 日：令和 9 年 2 月 1 日